

指定居宅介護支援に要する 費用の額の算定に関する基準

(平成12年厚生省告示第20号)

改正事項	改 正 前	改 正 後
1単位の単価に係る地域差の導入 (訪問介護等と同様)	<p>指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。</p> <p>二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める1単位の単価→平成12年厚生省告示第22号</p> <p>1単位の単価は地域区分にかかわらず10円</p> <p>三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>	<p>指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準</p> <p>一 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表により算定するものとする。</p> <p>二 指定居宅介護支援に要する費用の額は、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。</p> <p>◎厚生労働大臣が定める1単位の単価→平成12年厚生省告示第22号</p> <p>1単位の単価は地域区分により次のとおり。</p> <p>特別区10.72円 特甲地10.60円 甲地 10.36円 乙地 10.18円 その他10.00円</p> <p>三 前二号の規定により指定居宅介護支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。</p>

改正事項	改 正 前	改 正 後						
所定単位数の見直し(利用者の要介護度による評価の廃止)	<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費 (1月につき)</p> <table> <tr> <td>イ 要支援</td> <td>650単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 要介護1又は要介護2</td> <td>720単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 要介護3、要介護4又は要介護5</td> <td>840単位</td> </tr> </table> <p>注1 居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。</p>	イ 要支援	650単位	ロ 要介護1又は要介護2	720単位	ハ 要介護3、要介護4又は要介護5	840単位	<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表</p> <p>居宅介護支援費 (1月につき)</p> <p style="text-align: right;">850単位</p> <p>注1 居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。</p> <p>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 ◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第25号</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>4 4以上の種類の居宅サービス（法第43条第1項に規定する居宅サービス区分に含まれるものに限る。）を始めた居宅サービス計画を作成した場合は、100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2に規定する基準を満たさない場合は、所定単位数を算定する。</p>
イ 要支援	650単位							
ロ 要介護1又は要介護2	720単位							
ハ 要介護3、要介護4又は要介護5	840単位							
運営基準減算の新設	<p>2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p>	<p>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。 ◎厚生労働大臣が定める基準→平成12年厚生省告示第25号</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。 ◎厚生労働大臣が定める地域→平成12年厚生省告示第24号</p> <p>4 4以上の種類の居宅サービス（法第43条第1項に規定する居宅サービス区分に含まれるものに限る。）を始めた居宅サービス計画を作成した場合は、100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2に規定する基準を満たさない場合は、所定単位数を算定する。</p>						
4種類以上のサービスを組み合わせている場合の加算の新設								

改正事項	改 正 前	改 正 後
	<p><u>3</u> 利用者が月を通じて痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。</p>	<p><u>い場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5</u> 利用者が月を通じて痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。</p>